

報告第 12 号

小城市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

病児保育事業業務に係る ICT 化について、補助金を交付するために小城市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付要綱の一部を改正したため報告する。

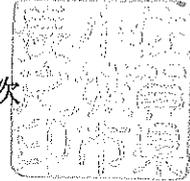


小城市告示第 44 号

小城市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

小城市長 江里口 秀次



小城市告示第 44 号

小城市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

小城市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付要綱（平成 30 年小城市告示第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「私立保育所」を「市内の私立保育所」に改め、「〔保育所等という。〕」の次に「並びに病児保育事業」を加え、「保育業務支援」を削る。

第 2 条中「〔保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進事業）の実施について」（平成 30 年 2 月 22 日子発 0222 第 1 号）の別紙「保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進事業）実施要綱」に基づき実施」を「〔保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）（令和 2 年度第 3 次補正予算分）の実施について」（令和 3 年 2 月 4 日子発 0204 第 1 号）の別紙「保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）（令和 2 年度第 3 次補正予算分）実施要綱」に基づき、保育士等の業務負担の軽減、又は病児保育事業における利用者等の利便性が向上する機能を有したシステムを構築又は導入」に改める。

第 3 条第 1 項中「運営するもの」の次に「及び病児保育事業を実施するもの」を加える。

第 4 条中「工事費」の次に「、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」を加え、「等及び」を「、負担金、補助及び交付金並びに」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知の
あった保育所等業務効率化推進事業費補助金に係る消費税及び地
方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象施設名称
- 2 小城市補助金等交付規則（平成 17 年小城市規則第 39 号）第 14
条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方
消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名

年度保育所等業務効率化推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認
申請書

年 月 日付け 第 号で補助金
交付決定通知のあった、保育所等業務効率化推進事業費補助金を次の
とおり変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、
小城市補助金等交付規則第9条第1項及び小城市保育所等業務効率化推
進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請し
ます。

記

- 1 追加交付（減額承認）申請額 金 _____ 円
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類
 - （1）保育所等業務効率化推進事業費補助金所要額調書（変更申請）
（別紙3—1）
 - （2）保育所等業務効率化推進事業実施計画書（変更）（別紙3—2）
 - （3）収支予算書（変更）（別紙3—3）
 - （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名

年度保育所等業務効率化推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった保育所等業務効率化推進事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、小城市補助金等交付規則第 13 条及び小城市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金実績額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 保育所等業務効率化推進事業費補助金精算額調書（別紙 4－1）
 - (2) 収支決算（見込み）書（別紙 4－2）
 - (3) 補助対象経費に係る納品書の写し
 - (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (5) 補助対象経費の支払内容に係る内訳明細書の写し
 - (6) 導入されたシステムの仕様書、パンフレット、その他要綱第 6 条第 1 項で提出した計画内容によるシステムの導入であることを確認できる資料
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

報告第12号 小城市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付要綱（平成30年小城市告示第83号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、<u>私立保育所</u>、<u>幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を行う事業所</u>（以下「保育所等」という。）<u>_____</u>において、ICT化を推進するための<u>保育業務支援</u>システムを導入する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、<u>「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）の実施について」（平成30年2月22日子発0222第1号）の別紙「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）実施要綱」に基づき実施</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>する事業とする。</p> <p>（補助事業者）</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができるのは、保育所等を運営する</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、<u>市内の私立保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を行う事業所</u>（以下「保育所等」という。）<u>並びに病児保育事業</u>において、ICT化を推進するための<u>_____</u>システムを導入する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、<u>「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和2年度第3次補正予算分）の実施について」（令和3年2月4日子発0204第1号）の別紙「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和2年度第3次補正予算分）実施要綱」に基づき、保育士等の業務負担を軽減、又は病児保育事業における利用者等の利便性が向上する機能を有したシステムを構築又は導入する事業とする。</u></p> <p>（補助事業者）</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができるのは、保育所等を運営する</p>

もの_____とする。

2及び3 (略)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、システムの導入費用、リース料、工事費、_____、備品購入費等及び_____支出経費に係る消費税とする。ただし、他の補助金により補助対象となる経費を除く。

もの及び病児保育事業を実施するものとする。

2及び3 (略)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、システムの導入費用、リース料、工事費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金並びに支出経費に係る消費税とする。ただし、他の補助金により補助対象となる経費を除く。